

第19期

第9回

# 総会議事録

令和4年2月17日

郡山市農業委員会

1. 開催年月日 令和4年2月17日(木)
2. 開催場所 総合福祉センター5階 集会室
3. 出席委員及び欠席委員は次のとおりである。

議席番号	氏名	出席状況	備考
1	佐久間 俊一	出席	喜久田地区
2	岩崎 幸夫	出席	西田地区
3	小林 正一郎	出席	片平地区
4	濱津 洋一	出席	田村地区
5	吉田 直衛	出席	中田地区
6	北島 繁和	出席	湖南地区
7	降矢 セツ子	欠席	田村地区
8	池上 慎一郎	出席	中央地区
9	細山 文昭	出席	逢瀬地区
10	中尾 一明	出席	中田地区

議席番号	氏名	出席状況	備考
11	藤田 稔	出席	熱海地区
12	古川 弘作	出席	中央地区
13	須永 静夫	出席	中央地区
14	吉田 秀吉	出席	三穂田地区
15	黒澤 大吉	出席	日和田地区
16	濱尾 文博	出席	富久山地区
17	柳田 健一	出席	中央地区
18	伊藤 城治	出席	三穂田地区
19	遠藤 昭夫	出席	安積地区
20	松川 延安	出席	田村地区

4. 説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

- 【事務局長】 三 瓶 克 宏
- 【事務局次長】 齋 藤 聡
- 【主任主査兼農地調整係長】 柳 沼 一 幸
- 【主任主査兼庶務係長】 千 葉 崇
- 【主任主査兼農業振興・農業法人係長】 清 野 裕 一
- 【農業振興・農業法人係主任】 永 沼 宏 介

5. 本会議の書記は次のとおりである。

- 【農地調整係主事】 佐 藤 善 寿

6. 本会議の議事及び日程は別紙のとおりである。

7. 開会宣言 13時15分

8. 閉会宣言 14時30分



郡山市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

郡山市農業委員会

農業委員会会長

佐久間 俊一

---

署名人

岩崎 幸夫

---

署名人

松川 延安

---

事務局	<p>ただいまより、第9回総会を開催いたします。</p> <p>本日は、降矢セツ子委員から欠席届が出されております。</p> <p>在任中の委員の過半数が出席しておりますので、この総会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、成立しております。</p> <p>それでは、会長からご挨拶をいただきます。</p>
会 長	<p>コロナ禍のなか大変ご苦労様です。</p> <p>大変めでたいことに推進委員会長の鈴木 光一くんが全国指導農業士連絡協議会会長に就任されました。</p> <p>おめでとうございます。</p> <p>皆さん鉄が高いと話題にしていたましたが農機具等の盗難にもお気を付けください。</p> <p>こういう時は多いですからね。</p> <p>それではよろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>郡山市農業委員会総会会議規則第8条第1項の規定により会長に議長をお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、提出されております案件について、慎重なる審議をお願いいたします。</p> <p>会議次第2の「議事録署名人の選出について」をお諮りいたします。</p> <p>議事録署名人を2名選出するのでありますが、前例により、議長一任で、異議ございませんか。</p>
	<p>(全員異議なし)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、議長より指名いたします。</p> <p>2番 岩崎 幸夫 委員</p> <p>20番 松川 延安 委員</p> <p>このお二方をお願いいたします。</p> <p>次に、会議次第3の会議書記の選出を行います。会議書記には、農業委員会事務局の佐藤 善寿主事を選出いたします。</p> <p>引き続き、会議次第4の「議事」についてお諮りいたします。</p> <p>議事に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げについて事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>非農地判定による農用地一覧表、一部削除になり合計面積変更になります。</p>

議 長	<p>ただいまから、議案審議に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>次に1番 1件について付議いたします。</p> <p>遠藤 昭夫委員の調査報告を求めます。</p>
遠藤 昭夫 委員	<p>1番 1件について調査の結果をご報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。</p> <p>渡し人は以前農業相談に来ており、申請地の管理が困難との相談を受けております</p> <p>そういった中受け人は渡し人と知人関係で相談を持ち掛けたところ話がまとまったとのことです。</p> <p>受け人は農作業にあたり本人、配偶者、知人の協力を得て農業を行うそうです。</p> <p>隣接する農地も何年も放棄地でしたが、周辺農地に悪影響無いよう改良工事を行う予定とのことでした。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>1番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について、許可と決します。</p> <p>次に2番 1件について付議いたします。</p> <p>伊藤 城治委員の調査報告を求めます。</p>
伊藤 城治 委員	<p>2番 1件について調査の結果をご報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。</p>

	<p>申請の事由は、相手方要望、隣接農地のためです。 受け人と妻が農作業を行います。 自宅敷地の隣接地で農地として適正に管理されています。</p> <p>この農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議 長	<p>2番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、2番 1件について、 許可と決します。</p> <p>次に3番 1件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>3番 1件について 調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の自由は、相手方要望、経営拡大です。 受け人と妻が農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議 長	<p>3番 1件について、</p>

	許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、3番 1件について 許可と決します。  次に4番 1件について付議いたします。 なお、この件につきましては、委員が使用貸人になっておりますので 農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定する 議事参与の制限に該当しますので、退席を求めます。
	(該当委員が退席する。)
議 長	事務局の調査報告を求めます。
事務局	4番 1件について 調査の結果を報告いたします。 使用貸人、使用借人及び土地の表示は 記載のとおりです。 申請の自由は、相手方要望、経営拡大です。 受け人と妻、両親が農作業に従事します。  これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	4番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、4番 1件について 許可と決します。 退席委員の復席を求めます。
	(退席委員が復席する。)
議 長	次に5番 1件について付議いたします。 これは私の報告なので議長交代いたします。
吉田職代	議長交代いたしました。

	佐久間俊一委員の調査報告を求めます。
佐久間俊一委員	<p>5番 1件について調査の結果をご報告いたします。  渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。  申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。  2月15日に現地を確認してきました。  受け人と妻と息子が従事します。</p> <p>この農地について、現地調査をしましたが、  周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。  また、全部効率要件、農作業常時従事要件、  地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に  該当する事項はありませんでしたので  許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願います。</p>
吉田職代	<p>ただいまの報告について、  ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
吉田職代	<p>5番 1件について、  許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
吉田職代	<p>異議ないものと認め、5番 1件について、  許可と決します。  議長交代いたします。</p>
議長	<p>議長交代いたしました。  次に、6番 1件について付議いたします。  事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>6番 1件について調査の結果を報告いたします。  渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。  申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。  受け人と妻、母親が農作業に従事します。</p> <p>この農地について、現地調査をしましたが、  周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。  また、全部効率要件、農作業常時従事要件、  地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に  該当する事項はありませんでしたので  許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願います。</p>



議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	6番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、6番 1件について、 許可と決します。  次に7番 1件について付議いたします。 松川 延安委員の調査報告を求めます。
松川 延安 委員	7番 1件について調査の結果をご報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、資金を必要とする、経営拡大です。 申請人は後継者がいましたが、数年前に事故で農作業ができなくなり 譲ることになりました。 申請地は適正に管理されています。  これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	7番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、7番 1件について 許可と決します。  次に8番と9番の 2件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	8番と9番の 2件について調査の結果をご報告いたします。

	<p>まず8番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、子への贈与です。 受け人と妻、父親が農作業に従事します。</p> <p>次に9番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。 受け人と父親が農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願います。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>8番と9番の 2件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、8番と9番の 2件について、 許可と決します。</p> <p>次に、10番 1件について付議いたします。 吉田 直衛委員の調査報告を求めます。</p>
吉田 直衛 委員	<p>10番 1件について調査の結果をご報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。 申請地は受け人住宅の目の前です。 周辺は田んぼで、きれいに管理されています。</p> <p>この農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に</p>

	<p>該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>10番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、10番 1件について 許可と決します。 以上で、議案第1号を終わります。</p> <p>続いて、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による 許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。 1番 1件について付議いたします。 これは私の報告なので、議長交代いたします。</p>
吉田職代	<p>議長交代いたしました。 佐久間俊一委員の調査報告を求めます。</p>
佐久間俊一 委員	<p>1番 1件について調査の結果をご報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 転用の目的は農家住宅です。 農地の区分は、農振農用地と判断しました。 U字溝設置による水路の付け替えになります。 付け替え後は市の水路と交換するもので周辺農地の営農 に支障はありません。 ただ、工事がすでに済んでしまっており顛末書が添付されています。</p> <p>以上、1番 1件については 農地法第4条第6項各号に 該当するような事項はありませんでしたので、 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
吉田職代	<p>次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。</p>
事務局	<p>調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は農用地2-1-(1)-ア-(ア)で</p>

	<p>農業振興地域の整備に関する法律に基づき市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農用地区域内農地です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-ア-(イ)-bで、農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われる農業用施設事業です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
吉田職代	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
吉田職代	<p>1番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
吉田職代	<p>異議ないものと認め、1番 1件について、許可と決します。</p> <p>議長交代いたします。</p>
議長	<p>議長交代いたしました。</p> <p>次に2番 1件について付議いたします。</p> <p>藤田 稔委員の調査報告を求めます。</p>
藤田 稔 委員	<p>2番 1件について調査の結果をご報告いたします。</p> <p>所有者及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>転用の目的は農家住宅進入路です。</p> <p>農地の区分は、第2種農地と判断しました。</p> <p>住宅への通路が農地にかかっていることが発覚したため是正のため申請するものです。</p> <p>親が行ったもので本人は知らなかったとのことで、ほかに通路を設けるのも不可能です。</p> <p>東は道路 西は住宅、南北は本人所有の農地です。</p> <p>他の農地の営農に支障はありません。</p> <p>以上、2番 1件については農地法第4条第6項各号に該当するような事項はありませんでしたので、許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>

議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>2番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カで 農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、 第1種農地、2-a-①及び②、2-b-①の第2種農地及び 第3種農地のいずれにも該当しない農地です。 許可基準は2-1-(1)-カー(イ)で、第2種農地の転用は 申請地の他に適当な土地がないことが必要ですが 農地以外に適当な土地はなく、周辺農地に影響を与えないことから 許可できると考えています。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。</p>
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	2番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、2番 1件について、 許可と決めます。 以上で、議案第2号を終わります。</p> <p>続いて、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による 許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。 1番 1件について付議いたします。 池上慎一郎委員の調査報告を求めます。</p>
池上慎一郎 委員	<p>1番 1件について調査の結果をご報告いたします。 貸し人、借り人及び土地の表示については記載のとおりです。 転用の目的は資材置き場です。 農地の区分は第2種農地として判断しました。 農地改良のため盛り土を行っていた場所でしたが、 実行業者が倒産して農地改良が途中で終わってしまいました。 その後受け人が譲り受け盛り土をしながら一時的な資材置き場で 使用されてしまっていました。</p>

	<p>農振見直しで外れた地区となります。</p> <p>以上1番 1件については、 農地法第5条第2項各号に該当するような事項はなく、 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願います。</p>
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>1番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カで 4条 2番同様です。 許可基準は2-1-(1)-カー(イ)で、 4条 2番同様です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。</p>
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1番 1件について、 許可相当と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について、 許可相当と決めます。 なお、この件につきましては転用面積が30aを 超えていますので、福島県農業会議常設審議委員会の 意見を聴くことにします。</p> <p>次に2番 1件について付議いたします。 古川 弘作委員の調査報告を求めます。</p>
古川 弘作 委員	<p>2番 1件について調査の結果をご報告いたします。 貸し人、借り人及び土地の表示については記載のとおりです。 転用の目的は駐車場の一時転用です。 農地の区分は、農振農用地と判断しました。 周辺農地の営農に支障はありません。 工事終了後には復元する旨の確約書も提出されています。 申請地は以前違反転用されていた土地で許可は出さないと</p>

	<p>事務局から言われていた土地ですが、 農地に復元されていたため、 当事者に経緯を説明し農地に復元するよう念を押しておきました。</p> <p>以上2番 1件については、 農地法第5条第2項各号に該当するような事項はなく、 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願います。</p>
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>2番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は農用地2-1-(1)-ア-ア)で 4条 1番同様です。 許可基準は2-1-(1)-ア-イ)-cで、 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために 行うものであって、当該利用の目的を達成するうえで 当該農地を供することが必要であると認められるものであること、 かつ、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項 又は第9条第1項の規定により定められた農業振興地域整備計画の 達成に支障が及ぼすおそれがないと認められる一時転用事業です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。</p>
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	2番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、2番 1件について、 許可と決します。 <p>次に3番 1件について付議いたします。 吉田 秀吉委員の調査報告を求めます。</p>
吉田 秀吉 委員	<p>3番 1件について調査の結果をご報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示については記載のとおりです。 転用の目的は物流施設の建設です。</p>

	<p>農地の区分は第3種農地として判断しました。</p> <p>2月7日に会長と私、事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>以前シイタケ栽培施設があり、ハウスは撤去しましたがコンクリートが残っているため顛末書が添付されています。</p> <p>以上3番 1件については、</p> <p>農地法第5条第2項各号に該当するような事項はなく、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>3番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、</p> <p>農地区分は、第3農地2-1-(1)-エ-(ア)-a-(b)で鉄道の駅、軌道の停車場、船舶の発着場、インターチェンジ又は県庁、市役所、町村役場並びにこれらに掲げる施設に類する施設の周囲おおむね300m以内の公共施設至近距離農地です。</p> <p>申請地は郡山南インターチェンジから300m以内の距離にあります。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-エ-(イ)で、第3種農地の転用は許可することができます。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	3番 1件について、許可相当と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、3番 1件について、許可相当と決めます。</p> <p>なお、この件につきましては転用面積が30aを超えていますので、福島県農業会議常設審議委員会の意見を聴くことにします。</p> <p>次に4番 1件について付議いたします。</p>



	<p>濱津 洋一委員の調査報告を求めます。</p>
濱津 洋一委員	<p>4番 1件について調査の結果をご報告いたします。 貸し人、借り人及び土地の表示については記載のとおりです。 転用の目的は釣り堀です。 農地の区分は第2種農地として判断しました。 施設は平成8年に前のオーナーが釣り堀をはじめ、 各種関連法令の手続きを行わないままであり違反転用でしたが、 経営を引き継いだ新オーナーが違反状態を解消するため 今回の申請に至りました。 今までのいきさつを踏まえ、今後は法令順守するとの 顛末書も提出されています。</p> <p>以上4番 1件については、 農地法第5条第2項各号に該当するような事項はなく、 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願います。</p>
議長	<p>次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。</p>
事務局	<p>4番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カで 1番同様です。 許可基準は2-1-(1)-カー(イ)で、 1番同様です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>4番 1件について、 許可相当と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、4番 1件について、 許可相当と決めます。 なお、この件につきましては転用面積が30aを 超えていますので、福島県農業会議常設審議委員会の 意見を聴くことにします。</p>

	<p>次に5番 1件について付議いたします。 岩崎 幸夫委員の調査報告を求めます。</p>
岩崎 幸夫 委員	<p>5番 1件について調査の結果をご報告いたします。 使用貸人、使用借人及び土地の表示については記載のとおりです。 転用の目的は一般住宅です。 農地の区分は第2種農地として判断しました。 父親の土地を息子が借りて住宅を建築します。 借り人は子供ができて住宅が手狭であり、 親に子育てを手伝ってもらうことや将来の介護も考え 新しく住宅を建築するものです。</p> <p>以上5番 1件については、 農地法第5条第2項各号に該当するような事項はなく、 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願います。</p>
議 長	<p>次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。</p>
事務局	<p>5番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カで 1番同様です。 許可基準は2-1-(1)-カー(イ)で、 1番同様です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>5番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、5番 1件について、 許可と決めます。</p> <p>次に6番 1件について付議いたします。 中尾 一明委員の調査報告を求めます。</p>

<p>中尾 一明 委員</p>	<p>6番 1件について調査の結果をご報告いたします。 貸し人、借り人及び土地の表示については記載のとおりです。 転用の目的は太陽光発電設備です。 農地の区分は第2種農地として判断しました。 借り人は再生可能エネルギーを主な事業として行っており申請地に太陽光発電設備を設置するものです。 2月12日に現地確認を行いました。 転用により集団農地を分断する恐れや日照に影響を及ぼす心配はなく周辺農地の営農に支障はありません。</p> <p>以上6番 1件については、 農地法第5条第2項各号に該当するような事項はなく、 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カで 1番同様です。 許可基準は2-1-(1)-カー(イ)で、 1番同様です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>6番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議ないものと認め、6番 1件について、 許可と決します。 以上で、議案第3号を終わります。</p> <p>次に、議案第4号「郡山市農用地利用集積計画の 決定について」を議題といたします。 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく</p>

	<p>農用地利用集積計画について、郡山市長から審議を求められたので、この適否についてお諮りいたします。</p> <p>まず5番から8番までの 4件について付議いたします。</p> <p>なお、この件につきましては、委員が受け人の会社の代表取締役になっていきますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定する議事参与の制限に該当しますので退席を求めます。</p>
	(該当委員が退席する。)
議 長	事務局の調査報告を求めます。
事務局	<p>5番から8番までの 4件の農用地利用集積計画につきましては、利用権設定4件の申請があり、農地集積促進員及び事務局による現地調査並びに審査の結果、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、適当と認められますが、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	5番から8番までの 4件について承認と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、5番から8番までの 4件について承認と決めます。</p> <p>退席委員の復席を求めます。</p>
	(該当委員が復席する。)
議 長	次に1番から16番までのうち、5番から8番を除く12件について、付議いたします。事務局の調査報告を求めます。
事務局	<p>1番から16番までのうち、5番から8番を除く12件の農用地利用集積計画につきましては、利用権設定4件、所有権移転8件の申請があり、農地集積促進員及び事務局による現地調査並びに審査の結果、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、適当と認められますが、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議 長	ただいまの報告について、

	ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	1番から16番まで農地 5番から8番までの4件を除く12件について、承認と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、1番から16番まで農地5番から8番までの4件を除く12件について承認と決します。 以上で、議案第4号を終わります。  続いて、議案第5号「農地等の買受適格証明願いに関する処分決定について」を議題といたします。 1番 1件について 付議いたします。 藤田 稔委員の調査報告を求めます。
藤田 稔 委員	1番 1件について調査の結果をご報告いたします。 申出人および土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、耕作です。 2月9日に現地を調査しました。 現地を調査したところ耕作は可能な土地でした。 願出人は妻とともに農作業を行っており、買受できた場合は地域と調和のとれた耕作をすることを確約しています。 以上のことから、 1番 1件については買受適格であると判断されます。
議長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	1番 1件について、 適格と判断することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、1番 1件について、 適格と決します。 以上で、議案第5号を終わります。  次に議案第6号「事業計画変更に関する処分決定について」を議題といたします。 池上慎一郎委員の説明を求めます。
池上慎一郎 委員	1番 1件について調査の結果をご報告いたします。

	<p>令和3年11月17日、 第6回農業委員会総会にて許可した案件になります。 申請者、土地の表示は記載の通りです。 申請の事由は、期間の延長です。 搬入土砂の受け入れに想定以上の時間がかかったとのことで 2か月間の延長が必要になったとのことです。 所有者も了解しています。 許可基準についても問題なく、許可相当と思われます。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>1番 1件について、 承認と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について、 承認と決します。 以上で、議案第6号を終わります。  次に議案第7号「農業振興地域整備計画の変更に係る 意見について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第7号は、農業振興地域整備計画の変更について、 郡山市長から意見を求められましたのでお諮りするものです。 初めに、農用地区域からの除外について、議案第7号別紙の1頁、 資料1-1をご覧ください。 除外の内容ですが、農業委員会において、 現況が山林原野であることを理由として非農地判断した 農用地について農用地区域から除外し、また、 国土調査によって非農用地とされた土地や、 公衆用道路に供されている土地などについても、 農用地区域から除外するものです。 非農地判断に伴う除外は、407筆、合計面積252,206.82㎡、 詳細は資料1-2のとおりです。 また、国土調査成果等に伴う除外は、89筆、合計面積46,775.17㎡、 次に、農用地区域への編入について、議案第7号別紙の12頁、 資料2-1及び資料2-2をご覧ください。</p>

	<p>編入の内容ですが、宅地部分と農地部分を切り分ける形で分筆をした土地の農地部分について、集団性のある農地であることから農用地区域に編入するものであります。</p> <p>以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について ご意見、ご質問等ございませんか。</p>
	(意見交換を経て)
議 長	ほかに、ございませんか
	(な し)
議 長	<p>それでは、採決いたします。 原案のとおり決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、原案のとおり決します。 以上で、議案第7号を終わります。</p> <p>次に、農地中間管理機構からの貸付け分について農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づく農用地利用配分計画案について、市長から意見が求められています。 ただいまから、この件について審議します。 1番 1件について付議します。 事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>1番 1件について調査の結果をご報告いたします。 こちら中間管理機構の当初の借り受け人が死亡したため新たな借り受け人に貸し付けるものです 特に問題はなく、意見はない旨を回答するのが相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議 長	<p>1番 1件について 特に意見はない旨、回答することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について 特に意見はない旨、回答することに決定しました。</p> <p>続いて、報告事項に入ります。</p>

	<p>報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について」</p> <p>次のとおり、1番とから6番までの 6件について、農地転用届出書の受理をしたので報告する。</p> <p>報告第1号を終わります。</p> <p>続いて、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」</p> <p>次のとおり、1番から12番までの 12件について、農地転用届出書の受理をしたので報告する。</p> <p>報告第2号を終わります。</p> <p>ただいまの 第1号と第2号の報告についてご質問等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>以上で報告事項を終わります。</p> <p>次に1月17日に開催した特別委員会の審議の経過と結果の報告を求めます。最初に、事務局から申請の概要について説明願います。</p>
事務局	<p>市長から「農業振興地域整備計画の変更に係る農地転用の可否見込み」の協議がありましたので、申し出があった各案件の概要を説明いたします。</p> <p>お配りしました農業振興地域整備計画の変更に係る農地転用の可否見込みについて及び資料をご覧ください。</p> <p>12月締め切り分で、12件の申請がありました。</p> <p>1番から10番までが農業振興地域の除外の申し出、軽1番と軽2番が農業振興地域整備計画の軽微な変更申し出です。</p> <p>中央1番の事業目的は、分家住宅です。</p> <p>申し出者は長年借家で生活していましたが、実家近くに分家住宅の建築を計画したものです。</p> <p>申請地は、土地改良事業が行われた第1種農地ですが、集落接続事業として許可要件があります。</p> <p>片平2番の事業目的は、</p>



漬物加工用駐車場、農業用倉庫兼駐車場です。

申し出者は漬物加工場の駐車場のため加工場に近接した場所に駐車場を設ける必要があり、また農機具を置く倉庫を設置することにしました。

申請地は片平行政センターから300m以内の公共施設至近距離にある第3種農地です。

第3種農地の転用は許可できます。

日和田3番の事業目的は農家住宅の進入路で、追認案件です。

農家住宅の隣に、農業用倉庫があり、平成7年頃農機具を運搬するために便利な申請地に通路を無許可で通路を取り付けました。

申請地は10ha以上規模の第1種農地ですが既存施設の拡張事業として許可要件があります。

湖南4番の事業目的は墓地の駐車場と資材置場です。

お寺は急傾斜地崩壊危険個所の近くにあり、害獣の増加もあるので比較的安全な申請地に駐車場を移転し、また土砂流出に備えて資材をストックするための資材置場を設置するものです。

申請地は土地改良が行われた第1種農地ですが既存施設の拡張事業として許可要件があります。

湖南5番の事業目的はグループホームです。

申し出者は郡山市の介護事業者の公募で、湖南町に開設事業者として選定された事業者に対し、施設を賃貸するものです。

申請地は住宅、事業施設、公共施設等が連たんし、市街化が相当進んでいる第3種農地です。

第3種農地の転用は許可できます。

熱海6番の事業目的は分家住宅です。

申し出者夫婦は現在、妻の実家に子供3人と住んでいますが手狭になったことから、実家近くに住宅を建築することにしました。

申請地は土地改良が行われた第1種農地ですが集落接続事業として許可要件があります。

田村7番の事業目的は墓地です。

墓地が不足し、また永代供養墓も一杯になってきたため墓地を拡張するものです。

申請地は、いずれにも該当しない第2種農地ですが、農地以外に適当な土地がなく、周辺農地にも影響を与えないことから許可できると判断しています。

田村8番の事業目的は公共事業で発生した土砂受け入れ地に係る搬入路です。

現在、搬入路として使っている道路の幅員が狭いため拡幅するための申請です。

申請地は土地改良が行われた第1種農地ですが既存施設の拡張事業として許可要件があります。

西田9番の事業目的は一般住宅です。

申し出者夫婦は、賃貸アパートに子供2人と住んでいますが手狭になったことから、実家近くに住宅を建築することにしました。

申請地は、いずれにも該当しない第2種農地ですが、農地以外に適当な土地がなく、周辺農地にも影響を与えないことから許可できると判断しています。

西田10番の事業目的は保健所犬猫保護施設です。

申し出者は平成23年に保健所から殺処分になってしまう犬猫を引き取り里親を見つける団体を立ち上げ、活動をしておりその保護施設を開設するものです。

申請地は、いずれにも該当しない第2種農地ですが、農地以外に適当な土地がなく、周辺農地にも影響を与えないことから許可できると判断しています。

日和田軽1番の事業目的はライスセンター等の農業用施設です。

申し出者は、農産物の生産加工販売を行っていますが今後規模拡大が見込まれることからライスセンター、育苗プール、農機具駐車場を建設するものです。

申請地は農用地ですが、農業用施設として許可要件があります。

	<p>田村軽2番の事業目的は農機具駐車場等です。</p> <p>近くで収穫した野菜を運ぶ軽トラックに乗り換えるための駐車場、従業員の休憩所及びトイレを作るものです。</p> <p>申請地は農用地ですが、農業用施設として許可要件があります。</p> <p>以上で、今回の申請の概要説明といたします。</p>
議長	次に中尾 一明委員から、審議の内容を報告願います。
中尾 一明 委員	<p>1月17日に特別委員会を開催しましたので、その審議の結果を報告します。</p> <p>農業振興地域整備計画の変更についてですが、ただいま説明ありましたとおり、12件の申請があり協議しました。</p> <p>委員会において、西田10番の保健所犬猫保護施設について転用許可申請にあたり、周辺住民の同意が必要なのかという質問があり、事務局から必須要件ではないが、市長に報告する際、近隣住民の理解を得ることを意見として入れることは可能との説明があり、回答に盛り込みました。</p> <p>特別委員会では、記載のとおり許可基準を定め市長に報告することに決し、既に報告しております。</p> <p>以上、特別委員会の報告とさせていただきます。</p>
議長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	<p>農振除外については、特別委員会での審議結果を総会の決定とする旨、決定しておりますので、既に市長に意見を付けて回答しております。</p> <p>その他ございませんか。</p>
事務局	<p>推進委員会議で各地域の課題について2地区ずつ発表することにいたしました。</p> <p>また今回1月の推進委員会議で熱海地区と田村地区で発表していただいたものを月例総会でも発表することにいたしましたので、よろしく願います。</p>
後藤 秋夫 推進委員	<p>皆さんよろしく願います。</p> <p>農業の担い手の高齢化に伴い遊休農地の発生予防と新規参入の促進が課題であります。</p> <p>遊休農地の発生は担い手不足と高齢化が原因であり、</p>

遊休農地とならないよう地域ぐるみでの草刈りを行うとともに担い手不足を解消するため若い世代の支援を積極的に行い、後継者の婚活イベントなども行った次第です。

熱海地区の果樹園や飲食店に協力をお願いし、若者同士の時間を作るようにしています。

また田植えや稲刈りなど通年のコメ作りに従事してもらい農業時間を共有しました。

令和元年の春相談日に熱海町の青年が自分たちの育てた作物を調理して提供する農家レストランをやりたいとの要望があり、そのために新規就農するには何をすればよいかとの話もあり、まず作物を育てることとなりそのための土地の選定なども行い、活動をサポートしてきました。

結論としましては、コロナ禍もありレストランは実現しませんでした。今後様々な経験を生かして活躍していただけたらと思います。

現実として農業開始は敷居が高く、周りのサポートが必須である旨も実感し、我々にとっても良いノウハウとなりました。

相談窓口の設置や周知などのサポートも農業委員会に行きたいところです。

活動が一過性にならないよう継続していきたいと考えております。

先崎孝太郎  
推進委員

よろしくお願いいたします。

近年有害鳥獣による被害は増え、特にイノシシの被害は大きいため課題と考えております。

また遊休農地の増加も問題となっております。

有害鳥獣については行政と連携し、田母神地区を有害鳥獣対策のモデル地区に設定してもらい、電気柵の設置などを行っております。

今後も継続予定であり、地域全体での活動を継続していく予定です。

遊休農地についてはJA田村支店と連携し、各種の栽培説明会を行い立地条件に合った作物の選定をしてもらえよう力を注いでおります。

今後も遊休農地の解消に努めていきたいと思っております。

議長

長時間の慎重審議ありがとうございました。

以上で、第9回総会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

郡山市農業委員会

## 第9回総会（令和4年2月17日開催）の概要

第3条 農地の異動は

10件で、田 20, 312㎡ 畑 4, 234㎡ でした。

第4条 農地転用は

2件で、水路付け替え1件、農家住宅1件でした。

第5条 農地転用は

6件で、資材置場1件、駐車場1件、物流施設建設1件、釣堀1件、一般住宅1件、太陽光発電設備1件でした。

この他、農用地利用集積計画、事業計画変更、農業振興地域整備計画の変更にかかる意見についてがありました。